

船舶修繕契約書の制定趣旨

日本海運集會所仲裁部

はしがき

本文は當所に於ける船舶修繕契約書制定委員會の議事録をまとめたもので、業界の御参考迄に公表する次第である。まとめたのは當所所員萩原正彦君であるが、私も責任上全文を通讀し若干指付いた個所に補筆した。尙本契約書の制定直後東京海上の厚意によつて英國の標準書式を入手することができたので、他日これも紹介し度いと思っている（昭和二七・八・二五、高橋）。

前言

從来船舶の修繕に当つては一般に契約書を作成せず、専ら口頭によつて契約すると云う状況であつたから紛議が起つた場合には據り所がないと云う不便が少くなかつた。殊に戰後に於ける経済事情の變化に伴つて此の不便を除く為にも何らかの標準書式を作つて貰い度いとの要望が強くなつたので、日本海運集會所は予備的に關係者の意見を求めたところ責任關係を明確にする趣旨から標準書式の制定を希望する向が多かつた。依つて昭和二十六年十一月二十六日開催の第三回仲裁委員會に於て本問題を取り上げ協議した結果、一

部には反対意見も出たが、集會所としては造船契約書を始め各種の標準

契約書を制定していく趣旨に鑑み制定を可とする意見が強かつたので特別委員會を設置することに決定、右委員として左記の諸氏を選任した。（括弧内は代理出席者）

大阪商船	山下虎藏 (早川孝)
新日本汽船	松本一郎 (田村一三)
日本郵船	重盛米治郎 (郡信二)
中日本重工	曰井孝 (熊野忠雄)
川崎重工	五十嵐銳雄 (米樹茂孝、梅田善司)
三井造船	村上祥一郎 (山根重徳)
播磨造船	松尾秋美 (香川龜作、米原正夫)
東京海上	加藤清忠 (丸山登)

他に

東京海上 神戸大學 宮田博志

顧問辯護士 山戸嘉一

事務局 杉浦郁爾

萩原正彦

猪俣悦夫 同

依つて同委員會は昭和二十七年一月十六日に第一回會議を開いて先づ議事進行の為に本件委員長を互選の結果、松平季雄及び徳永貞砥の兩氏を夫々正副委員長に選任した。

爾來毎週一回定期的に會合し四月二十一日の第十四回會議に於て第三回會議を終え、更に全体に亘り有らゆる角度から検討を行つて、五月二十日六日の第十七回會議を以つて最終的に審議を終了、六月十一日開催の第二回仲裁委員會に報告、その承認を得たので直ちに印刷に附し發賣することになつた。

因みに保険會社に於ては目下船舶修繕者責任保険と云う新種保険を立案されたので、本契約書の制定によつて業界の慣習が明らかとなり、從来兎角一

方的且つ官僚法學的解釋を下され勝

てあるとの非難を免れなかつた保険約款に幾分でも實際家の意向が反映されることになれば業界として望外の幸であり、本契約書の制定は更に意義なものとなるわけである。

二、條文の説明

（標題）船舶修繕契約書

業界に於ては船舶修繕と云い或は修理と云つて兩者同様に使用されて居り、意味も格別異らないので平凡な修繕の文字を使用することとし、他の集會所書式を踏襲して船舶修繕契約書と題することとした。

（前文）

（以下甲という）と（以下乙という）とは甲の

所管理に係る汽船

丸（總噸數

噸、以下本船という）の工事について左の通り

請負契約を締結する

契約当事者の中甲は修繕依頼者、乙は修繕者となるわけであるが、修繕依頼者は船舶所有者はばかりではなく、船舶賃借人等の如く管理人の場合もあるので、斯かる場合を考慮して「所有」「管理」の字句を併記

船舶修繕は大小多岐に亘るのでこれを一種類の契約書に統一することは實際問題として不可能であるから、主として所謂大修繕の場合を對象に置くこととした。

然し從来修繕工事の場合は或程度の改造工事も行われてゐる実情に鑑み、通常の改造は寧ろこの中に含ませると云う建前をとつた。

尙審議に當つては神戸造船會提供の船舶修繕契約書案文を中心、外國書式及び関係保険約款その他の資料を参考にして慣習を成文化することに努めた。

し、適宜選擇使用し得る様にした。

委員會に於てはこの場合依頼者は船

舶所有者とし、賃借人が署名欄に「甲代理人」として署名することにし

てはどうかとの意見も出たが、斯く

すれば代理人が修繕費を支払わぬ場

合に船主が支払を要求される虞もあるとの理由で採用されなかつた。

船名の次の括弧内には修繕着手前

に於ける要目を記入して本船の同一

性を明確にする趣旨であるが、主要

寸法まで記入することは往々正確を

期し難く、又改造等の場合には着手

前の数字が改造後の数字かにつき却

つて疑義を生ずる懼れがあるので總

屯数のみの記入に止めた。

又工事の空白欄には例えは海難修

復、中檢、定檢等工事の種別を記入

する趣旨である。一部には標題が修

繕契約書となつてゐるから空欄は不

要ではないか、或は空欄とせず工事

種別を列記して適宜抹消する様にし

ては如何等の意見が出たが、取扱上

の便宜を考慮して一般的に使用し得

る様ブランクとした。

本契約の法的性格については種々

研究の結果請負契約と見ることになつたので此の意向を明らかにするた

め斯く明示することとした。

尙他の集會所制定書式を踏襲され

ば契約当事者記入欄の冒頭に「船

主」「造船所」等の文字を挿入すべ

きであるが、前述の如く修繕依頼者

には船主以外の場合があり、修繕者

にも船渠會社等があつて造船所のみ

とは限らないという譯で「プランク」と

した次第である。

第一條「工事の内容及び保證」

1 乙は別紙工事仕様書並びに圖面に従つて本船の修繕工事を

施行する

2 工事の保證責任については別途協定するものとする

第一項は工事の内容を規定したもの

である。尙デイゼル船のエンジン

を修理した場合には通常確認運転を行ひ、その費用も工費見積明細書へ

第三条参照)に計上される実情であ

るからこの確認運転は当然工事内容

に含むものと解する。

第二項は民法に謂う瑕疵修補責任

に関する規定である。修繕者が瑕疵

修補責任を負担することは請負契約

の性質からみて当然のことであるが、これに關する規定がないと修繕

者は何年経つても保証工事の責を免

れず、濫用される虞があるので本条

に規定した次第である。

工場到着が予定日より遅れる場合

は工場の都合によつて着工が延び

ることがあつても本船が工場に着船

した翌日から起算するものと解する

のであるが、本船の到着が予定日と

著しく異つたため工場側の計画に齟

齟を來し、着工が甚だしく遅れる様

な場合は当然依頼者が責任を負わなければならぬ。

工場名記入箇所へは本船を修繕す

る工場名を具体的に書き込む趣旨で

ある。而して「着船」の解釈については往々造船所側に悪用されることがあるので、修理岸壁への着船、或は入渠と云う如く厳格な意味ではなく、その工場が修繕工事を施行することが出来る区域内に到着すると云ふ意味に広く解することにした。蓋し工場側の都合で沖修理する場合もあるからである。

第二項は工事の内容を規定するこ

とが多いから、「本船の工場着船後

」指定期日以内に提出するものとし

た。従つて斯かる場合空欄に記入さ

れた請負代価は概算額となるわけである。

1 本工事の請負代價は金圓也とし、乙は本船が工日以内に見積明細書を提出するものとする

2 支拂方法は別段の協定がある場合のほか左の通りとする

着工時に請負代價の三分の一

完工時に残額

第一項の見積明細書は工事費用の

明細書で本船実地検査後作成するこ

とが多いから、「本船の工場着船後

」指定期日以内に提出するものとし

た。従つて斯かる場合空欄に記入さ

れた請負代価は概算額となるわけである。

第二項は請負代價の支払方法を規定したものです、終始議論の行われたところである。神戸造船會の案文によれば「契約締結時に請負代價の半額を支払い、工事完成時に残額を支

払うこと」とあり、更に代金は請求

書提出の日より一週間以内に支払う

ものとし、支払が遅延した場合には

に反し不穏当であるとの意見が出たので本文の如き文言を使用した。

工事の完成によつて本工事期間は理論上終了するが、實際問題としては船長、機関長が工事完成確認のサインをした時を以つて工事完成時と解する。

第三條「請負代價及びその支拂方法」

1 本工事の請負代價は金圓也とし、乙は本船が工日以内に見積明細書を提出するものとする

2 支拂方法は別段の協定がある場合のほか左の通りとする

着工時に請負代價の三分の一

完工時に残額

第一項の見積明細書は工事費用の

明細書で本船実地検査後作成するこ

とが多いから、「本船の工場着船後

」指定期日以内に提出するものとし

た。従つて斯かる場合空欄に記入さ

れた請負代価は概算額となるわけである。

第二項は請負代價の支払方法を規定したものです、終始議論の行われたところである。神戸造船會の案文によれば「契約締結時に請負代價の半額を支払い、工事完成時に残額を支

払うこと」とあり、更に代金は請求

書提出の日より一週間以内に支払う

ものとし、支払が遅延した場合には

遅滯利息を支払うとあつた。

第一讀會に於ては代金を現金で分割支払することは現状に合わない變則的な規定であるから、支払条件については特約によることゝして、余白記入欄を設けることになつた。蓋し請負代価を割払と表示することは割払を原則と認める事になるとの理由に基くものである。然し實際上造船所では或程度の前払を受けなければ修理材料入手の面からみて着工不能となる場合が多く、他方規定があれば保険會社としても保険金を支払い易いとの意見があり（註）、第二讀會に於て検討の結果造船所側の強い要望もあつて分割の趣旨を挿入することになつた。尤も中檢、定檢工事の如き小工事の場合にも、割払とする事は本来の趣旨に合わぬので、斯かる場合には別に協定することゝし本文の如く規定した次第である。

（註）現在保険會社に於ては保険契約に基く海難修復工事の場合、船主が現實に修繕費を支拂うことを條件として便宜上保険金を割拂いしている模様である。

第四條「工事期間中の保全責任」

1 工事期間中に於ける本船の保全は別段の協定がある場合のほか甲の責任としあはこれに協力しなければならない、但しあ又はその使用人の故意過失によつて生じた損害については乙の責任とする

2 甲乙双方の責に歸すべき損害については當事者は各自の責任の輕重に従つて損害を負擔する

本条は工事期間中に於ける本船の保全についてその責任關係を規定したもので、本契約書に於ける重要項目の一つである。從つて委員會にあつても激しい議論が繰り返えされ、熱心な検討が続けられた。

第一項本文は保全責任の帰属に関する原則を示したものである。船主側からは大修繕の場合に於ける本船の保全責任は造船所が負担している実情であり、船長としても責任を完遂出来ぬ状態であるから寧ろ保全責任を造船所に移し、船主はこれに協力するようにして貰い度いとの意見が出たが、船員法の建前からすれば本末顛倒することになつて面白くなとの反対意見もあり、協議の結果保全に關する最後の決定は船長が下すべきものとするのが妥当で實際上の慣行もそのようになつて居り且つ「別段の協定がある場合のほか」と云う註釋もあること故原案を採用、若干字句の修正を施すに止めた。

委員會に於ては「保全」を「保管」と改め法律用語と一致せしめては如何との意見もあつたが、これでは造船所に本船占有が移転するものと解される虞もあり、「保全責任」とした方が実情を表現するのに適切であるとの理由で採用されなかつた。尙ほ私物の盜難に對しては本条を適用しないものと解することになつてゐる。更に第三讀會に於ては但書の趣旨は明確でないから削除し、第二項に工事施行上の責任に關する規定を設けてはどうかとの提案がなされたが、責任關係を保全に關するものと、工事施行に關するものに區別することは實際問題として寧ろ因難な場合が多いとの意見が強く採用をみるに至らなかつた。又工事施行責任に關連し修繕者の瑕疵修補責任を規定する必要はないかとの提言も出たが、これについては第一条第一項に於て規定することにした（同条の説明参照、又工事期間の始期、終期については第二条の説明参照）。

本項但書を入れたのは「保全」「協力」は意味が不明確で、工場側の雇賃事由により損害が發生した場合即ち本契約を請負契約とする立場からみれば、工事期間中に於ける本船の保全責任は本來請負人たる修繕者

が負担すべきものであるが船長が特異な法的地位にあるため單にその責任範囲が縮少しているに過ぎないと

いう變態的契約である、從つて「乙の協力」は寧ろ「乙の使用者」と解すべきものである。尙「乙の使用者」には乙の下請負業者を含み、又「過失」は過過失をも包含する趣旨であつて損傷を負担する場合を考慮したためである。しかし乍ら損害負担割合を責任の輕重に従つて定めることは責任の輕重と過失の大小が夫々同率である場合は問題ないが、責任が軽くて過失が大なる場合や責任が重くて過失が小なる場合があり、又当事者間に於て責任割合の判定がつき兼る場合もあるので之等は寧ろ仲裁人の判断に譲るべきものとして敢て規定を設けなかつた。

第五條「不可抗力による工事支障」

1 天災、地變、高潮、戰爭、軍事行為、内亂、暴動、ストライキ、ロツクアウトその他これらに類する事由により本船の工事に影響を及ぼす事情が發生した場合又は工事を完成することができないと認めた場合

き事由によつて生じた損害の負担に關する準則を規定したものである。斯かる場合當事者はプログラマによつて損害を按分する趣旨であるが規定がないと紛議を起す虞もあるので右の趣旨を明記することゝした。「甲乙双方の責に歸すべき損害」との文言を使用したのは不法行為以外の原因によつて損害を生ずる場合を考慮したためである。しかしながら損害負担割合を責任の輕重に従つて定めるのは責任の輕重と過失の大小が夫々同率である場合は問題ないが、責任が軽くて過失が大なる場合や責任が重くて過失が小なる場合があり、又当事者間に於て責任割合の判定がつき兼る場合もあるので之等は寧ろ仲裁人の判断に譲るべきものとして敢て規定を設けなかつた。

2 前項の規定は本工事に關係ができる

る乙の下請負業者で甲の諒解を得たものに起つた場合にも適用する。

本条は造船會の案文を検討の上字句に修正を加え採用したものである。

原案によれば不可抗力の定義は集會所制定造船契約書第十一條による。というだけで内容が明記されて居らず、且つ同條の規定は占領下に於ける過渡的なもので現在の事情に適合しない所が多い。故に内容を整理して本条に摘要列記することとした。

茲に「戦争」とは外国相互間の戦争をも含むものとし、「ストライキ」については本条の趣旨よりみてあらゆるストライキを意味するものではなく、不可抗力とみられる程度のストライキに限定する趣旨である。然し此の旨文言に表示することは極めて困難で、しかも当事者間の利害關係が錯綜するので右の解釋原則を議事録に記録するに留めた。従つて具体的には個々に処理されるわけである。尙工員居住地区の火災等のため工員が出勤出来ず工事作業が不能となつたような場合は「その他これに類する事由」によつて処理すべきものと解する。

第一項については造船會の案文では單に「第一項の規定は本工事に關係のある乙の下請負者に起つた場合にも適用する」とこととなつていた。即ち造船所としては下請負工場に起

つた不可抗力による工事支障の責任は負い兼ねるという譯であるが、結果からみれば船主は工事の下請負を無制限に認めることがとなり、遂には造船所の信用に基き工事を依頼した意義も失われ、不測の不利を被る虞もあるので協議の結果甲の諒解を得た乙の下請負業者に起つた場合のみに限定することとした。従つて反対解説としては造船所側が下請負業者に關し事前に船主側の諒解を得なかつた場合には全責任を負担することになるわけである。

第六條「工事内容の變更並に追加」
第一條記載の内容に變更又は追加があつた場合には請負代價及び完成期日の變更につき甲乙協議の上これを定める

第七條「延滞補償及び褒賞」
1 工事完成期日が遅延したときは乙は遅延日数一日に付き金圓也の割合を以つて延滞料を甲に支拂わなければならぬ

2 甲の希望により期日以前に工事を完了した場合には甲は前項に準じて褒賞金圓

も支拂うものとする

造船會の案文には所謂デマレーデ及びデスペツチに関する規定があつたが実情に副わないとの理由で、これを削除し、代りに運送契約書の場合と同様契約違反に関する条項を規

の文言を挿入した。

保険會社からは保険工事の場合には実損害填補の原則に基き損害額を算定する關係上乙に所有が移ることは困るから末尾を「乙に於て処分することができる」と改め、且つ保険

関係については甲が事前に協議するよう別に条項を追加して貰いたいとの意見があつた。然し「乙に於て処分することができる」との文言は処分後の賣却代金等の点で紛議を生ずる虞があるの

定した。

尤もデマに付ては造船所側から実情に副わない酷な規定であるとの意見があり、デスに付ては船主側から見があり、デスに付ては船主側から工期が短縮されても積荷手配の關係上実益に乏しいとの反対意見が出たが、デマ条項がないと特に入札の場合等に悪用される虞があり、又船主の希望により工期を短縮する場合にはデス条項は寧ろ当然のことであるとの結論を得たので原案の字句を修正の上採用することになった。第二項の「甲の希望により」との文言は斯かる事由によるものである。又「前項に準じて」とは「短縮日数一日に付き褒賞金何圓の割」という意味である。

蓋し本契約は船主と造船所との債権關係を規定するのが目的で第三者を複雑にするだけだからである。

第九條「記載外事項」

本契約に記載のない事項はすべて日本國の法令及び習慣に従う

本条は実情通りを文言としたもので、「廢材」は保険工事に於ける廢材をも含む趣旨であるが、すべて造船所の「所有」とするとは保険關係等もあつて不当と考えられるので、「予め甲の指示するものを除き」と

は社團法人日本海運集會所に
仲裁判断を依頼しその選定に
係る仲裁人の裁定を最終のも
のとしてこれに従う

2 仲裁人の選定その他仲裁手續
に關する一切の事項は社團法
人口日本海運集會所の定める所
による

3 本條に關する訴訟の管轄は神
戸地方裁判所とする
他の集會所書式と同一の趣旨に基
くものである(註)。

(註) 仲裁條項の詳細については海運
第二九三號、「定期備船契約書改訂理
由」第三十五條仲裁條項の説明を參
照。

第十一條「特約」

第一条を始め第三、四条等条文中
に於ける「別段の協定」或は「甲乙
協議」した場合その他の特約を記入
するに便ずるために設けた空欄であ
る。

(結語)
右契約を證するため本書二通に
作り各自記名調印の上に
一通を保有する
昭和年月日[]に於て作成する

甲

乙

(スリップ條項)「保險」

1 これは本契約に基く並の責任
につき保険を附けるものとする
る

2 保険料は別段の協定がある場
合のほかの負擔とする

修繕に伴う危險を保險に附すること
は契約の安全を期する上から好ま
しいことであるが既述の如く目下保
險會社と大藏省間に於て本契約書を
基礎として新約款を研究中の由につ
き確定をみた上で更に検討すること
へし成るべく使用するという意味か
ら取敢えずスリップとした。
参考迄に最近外國船主と本邦造船
所間に行われた修繕契約書中には多
くの場合次の如き条項が挿入されて
いる。

“The Owner agrees that all
times herein mentioned it shall
assume the risk of damage or
loss of the vessel. Insurance
policies, if any, shall be taken
out by the Owner's account.”

“The Owner agrees that all
times it shall assume the risk
of damage or loss of the Ves-
sel. Insurance policies, if any,
shall be taken out by the Own-
er's expenses, but any damages
caused by the Contractor in car-
rying out the repairs, to be
made good by them at their
own expenses.”

[追記]右の船舶修繕契約書は第三
条の趣旨にも明らかに通り本来大
修繕(改造を含む)の場合に使用
するものであつてその大修繕の具
体的な意味についてはケース・バ
イ・ケースに決定するの外はない
が、一ヶ月未満の修繕については
船舶保険の切替をしない事情であ
るから、少くとも工期一ヶ月以上
のものないと大修繕には入らない
い譯である。(終)